

京都市告示第 98 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成19年12月27日付けで認可した大原戸寺町会、平成25年10月16日付けで認可した新御幸町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月13日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 大原戸寺町会

	変更前	変更後
代表者の氏名	國井 琢磨	吉田 龍太郎
代表者の住所	京都市左京区大原戸寺町 397-1番地	京都市左京区大原戸寺町 78番地

2 新御幸町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	志茂 洋文	中田 知宏
代表者の住所 及び所在地	京都市上京区新御幸町 33番地1	京都市上京区新御幸町 28番地

(文化市民局地域自治推進室)